

平成27年度 社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

目 次

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 組織運営方針	1
4. 理事会の開催	1
5. 評議員会の開催	1
6. 監事による監査	2
7. 職員研修	2
8. 防災計画	2
9. 地域福祉活動計画（平成24年3月策定）の実施	2
(1) 支え合うつながりづくり	2
10. 社会福祉協議会による地域福祉の推進	6
(1) 社会福祉協議会の活動体制の強化	6
(2) 地域が進める地域福祉活動	7
(地域福祉活動計画地域アクションプランの推進)	
11. 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 (安心生活創造推進事業)	8
12. 生活困窮者自立相談支援事業	8
13. 社会福祉協議会の基盤整備・強化	9
(1) 会員加入促進	9
(2) 財源確保と適正管理運用	9
14. 企画・広報事業	9
(1) 社協だよりの発行	9
15. 地域生活支援事業	9
(1) 福祉用具貸出事業	9
16. 心配ごと相談	10
17. 福祉教育・ボランティア活動	10
(1) 福祉教育・ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施	10
(2) ボランティアセンター機能の推進	10
(3) 災害ボランティアセンター体制強化	10
18. 共同募金及び歳末たすけあい事業・24時間TV	10
(1) 赤い羽根共同募金配分金事業	10
(2) 歳末たすけあい配分金事業	11
(3) 24時間TV募金活動	11
19. 生活福祉資金貸付事業	11
20. 小口福祉資金貸付事業	11
21. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	12
22. 福祉団体等の活動支援	12
(1) 民生委員・児童委員協議会	12
(2) 老人クラブ連合会	12
(3) 障害者協議会	13
23. 中土佐町受託事業	13
(1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業	13
(2) 日常生活援助サービス事業	13
(3) 要援護高齢者等入浴サービス事業	14
(4) 中土佐町認知症施策総合推進事業（認知症サポーター活動の推進）	14
(5) 大野見保健福祉センター管理業務委託事業	14
24. 介護保険関連サービス事業	14
(1) 訪問介護事業所	14
(2) 通所介護事業所	15
(3) 訪問入浴介護事業所	16
(4) 指定居宅介護支援事業所	17
25. 障害者総合支援法（旧障害者自立支援事業）関連事業	18
(1) 中土佐町地域活動支援センターつどい処（I型）	18
(2) 中土佐町相談支援事業所	20
(3) 指定就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」	20

平成27年度 事業計画

中土佐町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動活性化により、地域福祉の推進を図ることとする。

1. 経営理念

本会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。

2. 経営方針

- ① 住民主体の地域福祉活動をすすめ、福祉社会の実現をめざします。
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。
- ③ 中土佐町との連携のもと、地域に根ざした総合的なサービス・支援体制の展開をすすめます。
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みをすすめます。

3. 組織運営方針

本会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、経営理念と経営方針に基づき、地域福祉の推進を目的に組織運営をしていきます。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たしていきます。
- ② 事業の展開にあたって、住民参加を徹底していきます。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営に努めます。
- ④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守していきます。

4. 理事会の開催

開催時期	主 な 議 題
平成27年 5 月	平成26年度の事業報告及び決算報告について
平成28年 3 月	平成28年度の事業計画（案）及び当初予算（案）について

5. 評議員会の開催

開催時期	主 な 議 題
平成27年 5 月	平成26年度の事業報告及び決算報告について
平成28年 3 月	平成28年度の事業計画（案）及び当初予算（案）について

上記のほか、定款に定められた議決事項及び重要な事項を審議するため、随時理事会及び評議員会を開催する。

6. 監事による監査

(1) 定款第12条に定める監査を行うほか、必要に応じて監査を行う。

事業報告及び決算監査 …………… 5月

事業及び会計監査 …………… 随 時

(2) 研修会への参加（高知県社会福祉協議会「福祉研修センター」）

7. 職員研修

職員の資質向上のため研修会、研究会、他施設の視察見学等への参加を促進するとともに、介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉士、精神保健福祉士等の各資格取得について研修等への参加機会を多く提供し、取得へ向けて取りやすい環境を整える。

また、研修への参加を行いながら、自己研鑽に努め、職員の資質向上を図ることにより、本会の組織の体制整備の充実強化を図る。

8. 防災計画

(1) 消防署立会の消防訓練の実施

(2) 避難誘導訓練の実施

(3) 防災マニュアルの作成

9. 地域福祉活動計画（平成24年3月策定）の実施

自助・共助・公助が必要に応じて効果的に機能することをめざし、地域福祉の連携体制づくり、地域での見守り、支え合い活動の体制づくり、住民のふれあい、生きがいつくりを進めるとともに「福祉のまちづくり」を推進していく。

基本理念 「自立・協働・連携」

目指すまちの姿 「安心して誰もが自分らしく暮らすことのできるまち」

(1) 支え合うつながりづくり

I. 中土佐型地域包括ネットワークシステムの検討

地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践に伴い、地域の見守り活動や相談支援活動を検証しながら、地域の特性に応じた地域の見守り支援体制や専門機関との連携を図る仕組みを中土佐町と連携して整備をしていく。

II. 地域福祉研修会の開催

中土佐町における「安心して誰もが自分らしく暮らすことのできるまちづくり」の地域福祉活動をさらに活性化するため、地域性の特性を踏まえ地域福祉の大切さを学ぶための研修会を地域と協議しながら開催していく。

III. 地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」の活用

中土佐町あったかふれあいセンター事業者として、「ほのぼの大野見」及び「まんまる」、「寄り家」の事業を継続し、相談機能、ボランティアの調整機能を充分発揮し、地域福祉の拠点としての役割を担えるよう位置付けていく。

① 事業目的

住み慣れた地域で住民誰もがいきいきと安心して暮らし、ともに支え合える仕組みをつくる。

② 事業内容

利用者を限定せずに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる地域福祉の拠点を目指す。

大野見地域及び久礼地域、上ノ加江地域、矢井賀地域の実情や地域性に合わせた機能の充実を図り、福祉サービスや制度の隙間となる部分への支援を関係機関等と連携し、柔軟に行うとともに、それぞれの地域特性を踏まえ、「目指す姿」の実現に向けた取り組みを、地域福祉活動計画と連動させ確実に推進していく。

※必須機能 …… 「つどう」・「訪問」・「相談」・「つなぎ」・「生活支援」

※付加機能 …… 「送迎」・「預かる」・「交わる」・「学ぶ」

『ほのぼの大野見』

- つ どう …… 利用者を限定せずに、気軽に立ち寄る事ができ、個々のニーズに添った居場所の提供を行う。また来所者同士で共通の趣味を楽しんだり、情報交換ができる場でもある。
- 訪 問 …… 地域のニーズ把握やあったかふれあいセンターの周知等を目的に積極的な訪問を行い、必要な機能につなげる。また包括支援センターや関係機関との連携を図り、定期的な見守りや声かけが必要な高齢者宅への訪問を行う。。
- 相 談 …… 来所時あるいは訪問にて日常生活における困りごとの相談に応じる。何気ない普段の会話から、相談につながるケースも多く、話しやすい雰囲気や内容によっては、時間や場所をかけてゆっくりと聴くなどの相談しやすい環境整備を心がける。
- つ な ぎ …… 相談内容から、保健・医療・介護など必要に応じた機関へのつなぎを行う。連携を図るための共有会も定期的実施し、早急に丁寧な対応を行う。
- 生活支援 …… 日常生活におけるちょっとした困りごと、福祉サービス・制度では対応できないケースについて柔軟な対応をする。また、住民の特技や趣味を活かした課題解決方法もあると考え、その仕組みを地域住民等と一緒に考えていく。
- 送 迎 …… 来所やプログラムに必要な送迎やケースに応じた送迎を行う。対象者の生活環境や身体状況も踏まえ、送迎の必要性を検討する場合もある。
- 預 か る …… 「預かり基準」に添った一時的な預かりを家族やケアマネージャー等と相談しながら対応する。
- 交 わ る …… プログラムを通じた他施設や団体、地域住民の異世代間の交流を行い、親睦を深め楽しみながら地域生活において必要なゆるやかなつながりや支え合いを構築させるきっかけをつくる。
- 学 ぶ …… 地域住民を対象にミニ講座や勉強会、地域福祉を推進するための学びの場を設ける。今後は、住民の関心や地域課題解決につながる材料を把握し、目的を明確にしたうえでの実施の必要がある。住民の声を反映させ、一緒に作りあげる「学ぶ場」を目指す。

『まんまる』

- つ どう …… 利用者を限定せずに、気軽に立ち寄る事ができ、個々のニーズに添った居場所の提供を行う。また、来所者同士で共通の趣味を楽しんだり、情報交換ができる場でもある。
- 訪 問 …… 来所ができない方、来所が遠のいている方への声かけ、地域のニーズ把握やあったかふれあいセンターの周知等を目的に訪問を行う。また地域包括支援センターと連携を図り、定期的な見守りや声かけが必要な高齢者宅への訪問を行う。
- 相 談 …… 来所時あるいは訪問にて日常生活における困りごとの相談に応じる。何気ない普段の会話から、相談につながるケースも多く、話しやすい雰囲気や内容によっては、時間や場所をかけてゆっくりと聴くなどの相談しやすい環境整備を心がける。
- つ な ぎ …… 相談内容から、保健・医療・介護など必要に応じた機関へのつなぎを行う。連携を図るための共有会も定期的実施し、早急に丁寧な対応を行う。関係機関とのケース会を行い、個別支援にあたる。
- 生活支援 …… 日常生活におけるちょっとした困りごと、福祉サービス・制度では対応できないケースについて柔軟な対応をする。また、住民の特技や趣味を活かした課題解決方法もあると考え、その仕組みを地域住民等と一緒に考えていく。
- 送 迎 …… 来所やプログラムに必要な送迎やケースに応じた送迎を行う。対象者の生活環境や身体状況も踏まえ、送迎の必要性を検討する場合もある。
- 預 かる …… 「預かり基準」に添った一時的な預かりを家族やケアマネージャー等と相談しながら対応する。
- 交 わ る …… プログラムを通じた他施設や団体、地域住民の異世代間の交流を行い、親睦を深め楽しみながら地域生活において必要なゆるやかなつながりや支え合いを構築させるきっかけをつくる。
- 学 ぶ …… 地域住民を対象にミニ講座や勉強会、ボランティアに対する研修会など地域福祉を推進するための学びの場を設ける。住民の関心や地域課題解決につながる材料を把握し、目的を明確にしたうえで実施する。住民の声を反映させ、一緒に作りあげる「学びの場」を目指す。また、権利擁護の啓発研修を開催する。

『寄り家』

- つ どう …… 年齢、障害の有無を問わず、子供から高齢者まで自由に出入りできるよう、住民の趣味や特技を活かしながら個別ニーズに応じた集える場を提供。
- ・お楽しみ会、ものづくり教室、寄り家体操等、異世代交流やボランティアを巻き込みんだ事業を定期的実施
 - ・広報での周知
 - ・月2回、矢井賀地域での出張サテライト開所
- 訪 問 …… つながりマップ等から抽出された、住民からの情報をもとに訪問を実施。また、見えてきたニーズに応じ、住民や関係機関等と検討し、適宜、見守り訪問や個別支援を行う。

- ・個別訪問
 - ・月1回、寄り家定例検討会議の実施
 - ・5地区小地域ケア会議等の地区会議の開催
 - ・月1回、地区民協への参加
- 相 談 …… 受付日を特に設けず、開所時にはいつでも対応する。相談と聞くと深刻な困りごとを想像するが、困りごとに至るまでの「気軽なちよつと言うて行く先」になることを目指す。また、相談が身近な民生委員などに持ち込まれ、受ける側が抱えきれず対応に困ったり、疲弊することもある。
- あつたかふれあいセンターは、「支え手の言うていく先」となり、困りごとの適切な解決方法を一緒に考え、ともに動きながら「支え手を支える相談」も実施する。
- つ な ぎ …… 住民からあがってきた相談を、保健・医療・介護など必要に応じて関係機関へのつなぎを行う。また、定期的に関係機関と個別ケースに対する共有検討会を実施する。
- ・月1回、寄り家定例検討会議の実施
- 生活支援 …… 住民やケアマネージャーからあがってきた、日常生活での困りごとや福祉サービス・制度では対応できないケースについて支援しながら、住民や関係機関等と課題解決に向けて検討していく。
- ・個別支援
 - ・5地区小地域ケア会議等の地区会議の開催
 - ・月1回、地区民協への参加
- 送 迎 …… 適宜、対象者の生活環境や身体状況も踏まえ、来所における送迎の必要性を検討しながら実施。
- 預 かる …… 「預かり基準」に添った一時的な預かりを家族やケアマネージャー等と相談しながら対応する。
- 交 わ る …… 地域住民の異世代間の交流を行い、親睦を深め楽しみながら地域生活においてつながりや支え合いを構築させるきっかけをつくる。
- ・お楽しみ会、ものづくり教室の開催
 - ・子供とボランティアによるふれあい訪問の実施
 - ・地域福祉研修会
- 学 ぶ …… 地域課題や住民の個別ニーズに応じた勉強会や研修会など学びの場を設ける。
- ・年4回、あつたか勉強会の開催
 - ・地域福祉研修会の開催
 - ・権利擁護の啓発

③ 今年度の取り組み =あつたかふれあいセンター共通項目=

(ア) あつたかふれあいセンターの有効活用

地域住民が気軽に立ち寄り、楽しみや憩いの中から自分たちが暮らす地域について一緒に考え、つながりが持てる場所を目指す。「あつたかふれあいセンター」の存在を多くの地域住民に知ってもらい、利用につながる分かりやすい周知と積極的な活動、さらには丁寧な対応を心がける。また、「あつたかふれあいセンター」の利用だけではなく一緒に作り上げてくれる地域住民（応援団）を増やし、地区に必要とされる「あつたかふれあいセンター」を住民とともに作っていく。

(イ) 地域福祉活動計画の実践

アクションプランを通じて、「あったかふれあいセンター」の有効活用と地域におけるつながり作りの再構築を図る。それぞれの地区の課題や活動の必要性を地域部会委員等と一緒に考え、継続、発展させていける仕組みをつくる。また、子どもや若い世代を巻き込み地域の活動を次代につなぐ取組を行う。

(ウ) 運営委員会の開催

地域住民・商工会・学校長・行政・関係機関を主な構成メンバーとして、「あったかふれあいセンター」の運営や方向性を共に考え、地域の課題解決や活性化等について意見を出し合う。住民に参画してもらうことで期待できる率直な意見（鮮度の良い地域の声）や違った角度から地域をみる目は「あったかふれあいセンター」の運営に必要であると考え、運営委員会での意見や提案、多職種から構成されるメンバーの柔軟な発想を積極的に取り入れた活動を行う。

④ 開所日及び開所時間

◎ 開所日 …… 月曜日から金曜日まで

(ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く)

「ほのぼの大野見」職員会等で職員が不在の場合がある

「まんまる」水曜日は職員会のため午後1時より閉所

「寄り家」職員会等で職員が不在の場合がある

◎ 開所時間 …… 午前9時から午後4時まで

「あったかふれあいセンター」職員の研修や他のプログラム等と重なった場合は、時間を短縮して閉所となる

◎ 職員体制 …… 地域福祉統括コーディネーター …… 2名 (兼務)

「ほのぼの大野見」

地域福祉コーディネーター …… 1名

スタッフ …… 2名

「まんまる」

地域福祉コーディネーター …… 1名

スタッフ …… 2名

「寄り家」

地域福祉コーディネーター …… 1名

スタッフ …… 2名

10. 社会福祉協議会による地域福祉の推進

(1) 社会福祉協議会の活動体制の強化

地域福祉活動を推進するうえで、本会の活動体制の強化の必要性が明らかになってきており、地域アクションプランの実践から見えてくる課題等を検証しながら、推進に向けての基盤強化のための計画を計画期間の中で策定していく。

(活動体制の強化)

事業企画、実施に伴う事務局の体制強化、職員の資質向上を図ることにより、住民に信頼を得る活動を展開する。

① 役職員の研修の実施

② 基盤強化計画策定の検討

- ③ 各関係機関との連携
- ④ 人事管理体制の確立
- ⑤ 職員の健康管理

(2) 地域が進める地域福祉活動 …… 地域福祉活動計画地域アクションプランの推進

I. 大野見地域

アクション1「つながる安心カードの普及」

緊急時・災害時を想定し、必要な個人の情報を記載するカードを作成し、住民自身が自らの言葉で地域や他の地域へ広めていくことによって、住民がカードの普及者すなわち地域福祉の主体者となることをめざしていく。

- ① 見守り・早期発見・早期支援の体制づくり
緊急時の安心だけではなく、つながりを広げる。
- ② 近所の人と人がつながる。
- ③ ほのぼの大野見と人がつながる。
- ④ 地域と人がつながる。

アクション2「あつたかふれあいセンターほのぼの大野見の有効活用」… 上段に記載

アクション3「地力隊の活動推進」

- ① 新たな地域活動の担い手の発掘育成
住民主体の地域福祉活動(地力隊)をつくり「つながる安心カード」から地域の課題を考えて、地域に根ざした活動を実施していく。

II. 上ノ加江地域

アクション1「あつたかふれあいセンター寄り家の有効活用」… 上段に記載

あつたかふれあいセンター「寄り家」が地域の拠点として、相談機能・生活支援機能・ボランティア活動育成機能を十分に発揮するよう、地域においてもネットワークづくりに参加・協力していく。また、矢井賀地域においてもサテライトを設置し、相談機能・生活支援機能などを実施できるよう活用していく。

アクション2「空き家・見守りマップをつくる」

地域の空き家・見守りマップ作成をとおして、要援護者の災害時・日頃の支援に取り組めます。災害時避難路確保のため廃屋状態の空き家対策に知恵を出し合う。

- ① つながりマップから発見された地域で「気になる人」や「つながりが見えない人」に対してアプローチし、どこにもつながっていない人を把握して、その状況を確認していく。

アクション3「生活支援のための見守りネットワークづくり」

その人らしい生活支援を実施するため、あつたかふれあいセンター「寄り家」を拠点とした見守りネットワークをつくる。

- ① つながりマップから住民とともに地域で支援が必要な方の実態を把握し、日頃の見守り活動や必要な支援につなげる仕組みをつくっていく。

III. 矢井賀地域

アクション1「矢井賀高齢者コミュニティーセンターの有効活用」

矢井賀高齢者コミュニティーセンターで、あったかふれあいセンター「寄り家」のサテライト(出張所)機能を果たせる取り組みをしていく。

アクション2「つながる安心カード」の普及

「つながる安心カード」を普及させることによって、災害時の自力非難の可否の確認やひとり暮らしマップの作成につなげていく。

- ① 住民同士のつながりを強くすることが大切であり、減災対策に向けた取り組みや、地域がますます元気になっていく取り組みを実践していく。

アクション3「男のチカラ見せませすプロジェクト」の推進

地域福祉活動で不足がちな男性の地域参加を促進するため「男のチカラ見せませすプロジェクト」を推進していく。

IV. 久礼地域

アクション1「あったかふれあいセンターの有効活用」…… 上段に記載

- ① ほころびお直し隊(服などの修繕ができず、生活するうえで支障がでる人のためのボランティア活動)の編成。

アクション2「地域福祉担い手づくり」

- ① ボランティアジュニアの育成を図る。……(高校生も対象)
- ② まんまるお見合い大作戦を展開

幅広い年代層の参加者が期待でき災害時にも役立つ、つながりづくりを実践していく。

1 1. 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

(安心生活創造推進事業)…… 受託事業

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

平成24年度から実施してきた安心生活創造事業、続いての平成25～26年と実施してきた安心生活基盤構築事業(安心生活創造推進事業)に引き続き行うもの。

- ① 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業
- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・維持を図るために必要となる事業
- ③ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業
- ④ その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

職員 …… 2名

1 2. 生活困窮者自立相談支援事業(平成25年11月から)…… 受託事業

複合的な要因などによって既存の制度のみや自立相談支援機関等では十分に対応できない生活困窮者を受け止め、その人が望む自立した生活を実現するためにどのような支援が必要かを把握・評価し、それに基づき本人主体の支援を行うとともに、地域

における適切なサービスや支援をつくりだすなど、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行う。

生活困窮者自立相談支援事業の業務内容 職員 …… 1名（兼務）

- ①生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応すること
- ②ハローワーク等への同行訪問などの就労を支援すること
- ③課題を解決する際に、本人を取り巻く地域の力を強化し、地域づくりを行っていくための社会資源の開発を行うこと

1 3. 社会福祉協議会の基盤整備・強化

(1) 会員加入促進

本会の運営に賛同された方に加入をしていただき、より充実した地域福祉活動を推進し、継続する。

個人会員 1口 …… 300円

賛助会員 1口 …… 1,000円

特別会員 1口 …… 5,000円

- ① 賛助・特別会員制度の周知と協力依頼加入促進月 …… 8月
- ② 5月の理事会・評議員会で協力依頼
- ③ 広報等を通じて社協をPRし、一人でも多くの方に会員になってもらえるよう推進していく。
- ④ 町内企業等にも社協活動についての理解と賛同を求めていく。

(2) 財源確保と適正管理運用

「社会福祉法人会計基準」に基づき、適正な資金管理、運用を行い、事業運営の透明性を確保する。

- ① 住民会費、共同募金、民間助成金等、民間財源の確保
- ② 補助事業、委託事業の導入
- ③ 介護保険サービスに係わる介護報酬及び利用料等の適正請求事務及び事業の円滑な運営のための資金管理
- ④ 経理規程の遵守

1 4. 企画・広報事業

(1) 社協だよりの発行

社協事業の紹介、地域福祉の現状報告、様々な福祉活動の紹介、福祉意識の高揚のための啓発に活用する。

- ① 保育園、学校、地域の協力による記事の作成
- ② 発行月 …… 1. 3. 5. 7. 9. 11月（奇数月に配付）
- ③ 地区長の協力を得て全戸配布 …… 3,000世帯
- ④ 関係機関への配布
- ⑤ 福祉情報の提供、福祉事業の紹介
- ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ

1 5. 地域生活支援事業

(1) 福祉用具貸出事業

在宅要介護者の利便を図るために、本会にある福祉用具の貸し出しを無料で行う。

手動Sベット …… 2台

電動Sベット …… 3台

車イス …… 7台

- ① 福祉用具の貸し出し状況を明確にするための貸出台帳の整備
- ② 地域包括支援センター等、関係機関との連絡調整

16. 心配ごと相談

住民の各種の相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、継続して対応にあたる。問題解決のために必要な相談機関との連携を図り、各種情報の収集整理を行う。

- ① 電話相談
- ② 他機関との連携
専門的分野の相談については、必要に応じた機関との連携
- ③ 民生委員児童委員との連携

17. 福祉教育・ボランティア活動

(1) 福祉教育、ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施

町内小学校（3校）、中学校（3校）と連携し、福祉活動に取り組むことで、児童、生徒に福祉の心が育つことを期待し、地域とのつながりを重視したボランティア活動を推進する。

- ① 学校訪問活動（随時）
- ② 助成金の交付

(2) ボランティアセンター機能の推進

ボランティア関係情報の収集、提供をはじめ、ボランティアの需給調整、研修の場の確保等を行い、新たな分野へのボランティア活動の開拓と支援を行う。

- ① 相談、登録、あっせん活動
- ② ボランティア保険の加入手続き
- ③ 広報、啓発活動
- ④ ボランティアグループの活動支援
- ⑤ 町内の福祉施設との情報交換

(3) 災害ボランティアセンター体制強化

南海トラフ地震等の大規模災害発生後、迅速に地域住民の生活復旧・復興に着手できるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化を行う。

- ① 初期行動計画の策定及び発生直後の情報連絡の整備
- ② 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂

18. 共同募金及び歳末たすけあい事業・24時間TV

(1) 赤い羽根共同募金配分金事業

10月1日から始まる赤い羽根運動をPRするため、町内で街頭募金を実施しスタートする。併せて地区委員さんの協力のもとに各家庭の協力を得て募金活動を実施する。

- ① 共同募金の推進実施時期 …… 10月～12月
街頭募金 …… 10月

② 共同募金の事業（配分金）

老人福祉（体育、芸能大会）への支援

一人暮らし老人の集いへの支援 …… 11月

中・高校生ボランティア活動への支援

母子・父子福祉

対象家庭への新入学児童お祝金の支給

福祉教育

福祉協力校への助成・支援、ボランティア活動への助成、支援等

(2) 歳末たすけあい配分金事業

歳末たすけあい配分金を有効に活用し、心温まるお正月を迎えてもらうために配分活動を行う。

① 推進委員会の開催

② 低所得世帯であって常時、紙パンツ、紙オムツを必要とする方に民生委員を通じて現品を援助

③ 生活困窮者、災害被災者への援助

(3) 24時間TV募金活動

24時間テレビ「愛は地球を救う」募金キャンペーンを各団体、ボランティアの協力を得て実施する。

① 開催日 …… 8月下旬（日）

19. 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度（高知県社会福祉協議会資金貸付事務委託契約）

この制度は、他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害のある方のいる世帯等を対象に、必要な資金の貸付けと必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度。

① 生活福祉資金貸付制度の啓発

厳しい雇用経済情勢の中で、今後も失業者、低所得者の増加が見込まれ、そのため、これらの方々に対するセーフティネット施策のひとつである生活福祉資金貸付制度は、活用しやすく、効果的な支援が行えること。

利用できる世帯は、低所得世帯、障害者世帯及び65歳以上の高齢者のいる世帯

② 貸付相談に対する迅速な対応

③ 民生委員児童委員との連携

④ 生活福祉資金滞納者に対する償還指導

⑤ 貸付資金の経理に関する明確化

「生活福祉資金の種類」 …… ① 総合支援資金

② 福祉資金

③ 教育支援資金

④ 不動産担保型生活資金

20. 小口福祉資金貸付事業

一時的に生活に困窮している世帯に対し生活の安定を図るため、応急的な経済援助を図るために小口資金を貸し付け、もって福祉の推進に寄与することを目的とする制度。貸付の対象は、町内に居住する世帯で貸付を受けることによって、生活安

定の一助となると認められる者に対して行う。

- ① 小口福祉資金制度の啓発
貸付限度額 …… 10万円以内
貸付金の使途 …… 教育、自立更正、就労等の支度、疾病の治療等、生活上緊急に必要な費用
- ② 貸付相談に対する迅速な対応
- ③ 民生委員児童委員との連携
- ④ 滞納世帯に対する償還指導
- ⑤ 資金の経理に関する明確化

2 1. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービス利用援助事業の利用者に対する援助

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者とは本会との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業で、利用者に代わって、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を本会に登録されている「生活支援員」が行う。

- ① 福祉サービス利用援助事業の啓発
「生活とお金」を守るために本会がお手伝いする制度
- ② 対象者
日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方
- ③ 福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理
利用料 …… 1時間 1,500円
書類保管利用料 …… 1年間 6,000円
- ④ 専門員 …… 3名配置（兼務）
- ⑤ 生活支援員の確保及び育成

2 2. 福祉団体等の活動支援

(1) 民生委員・児童委員協議会

地域に根ざした民生委員児童委員の相談援助活動と本会の機能をつなぐことで、具体的な地域住民の暮らしの援助を行う。

- ① 小地域ネットワーク活動の推進
- ② 在宅要援護者への相談活動
- ③ 児童、生徒の健全育成のための活動援助
- ④ 調査活動
- ⑤ 生活福祉資金の利用援助
- ⑥ 各種研修会への参加援助

(2) 老人クラブ連合会

町内に16の単位老人クラブがあり、高齢者の健康と生きがいがづくりの組織的な活動母体としての団体で、地域支え合いのボランティアとしての役割も期待されることから、連動した活動が必要である。

- ① 友愛訪問活動と環境美化の推進
- ② 各種研修会への参加援助
- ③ 健康と生きがいがづくり活動の推進

④ 運動会等広域事業への参加

(3) 障害者協議会

障害のある人達の当事者団体として、福祉ニーズの発見、支援のための方策をと
もに検討する障害者の社会参加を促進するための行事、研修を行う。

- ① 会員加入のための啓発及び事業の広報
- ② 地域交流のための行事企画実施援助
- ③ 研修会への参加援助
- ④ 運動会等広域事業への参加
- ⑤ 身体障害者相談員、知的相談員との連携
- ⑥ 町外の障害者団体との連携

23. 中土佐町受託事業

(1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業

高齢者及び障害者の寝具類の洗濯、乾燥並びに消毒を行うことにより、清潔で快
適な生活を支援し、もって在宅福祉の推進を図ることを目的とする。(ただし、自
分でできたり、家族がしてくれる方は対象外)

- 対象者 ……
- ① 概ね65歳以上の高齢者世帯に属する者
 - ② 介護認定の要介護3以上の被保険者で在宅介護を受けている者
 - ③ 身体障害者
 - ④ 町長が特に必要と認めた者

※行政、地域包括支援センターと連携し、実施する。

① 実施方法

一会計年度に2回以内	利用料金及び利用者の負担(1枚当たり消費税込み)
敷布団(シングル) ……	2,916円 非課税(583円) 課税(875円)
掛布団(シングル) ……	2,916円 非課税(583円) 課税(875円)
毛布(シングル) ……	648円 非課税(130円) 課税(194円)

- ② サービス事業利用募集(制度の啓発)
- ③ 利用申請
- ④ サービス調整会議
- ⑤ 決定及び通知
- ⑥ サービス事業実施委託契約
- ⑦ サービスの提供及び報告
- ⑧ 委託料の請求、支払い

(2) 日常生活援助サービス事業

家事等が困難な高齢者に対して、日常生活援助を支援することにより、在宅生活
の推進を図ることを目的とする。

- ① 家事、買い物、家屋の軽微な修理、話し相手等の日常生活を営むうえで必要なもの
- ② その他町長が、この事業により実施することが適当と認めた者
- ③ サービスの利用は、週2回を限度
- ④ 町内に住所を有し家事等が困難な概ね65歳以上の高齢者
- ⑤ 行政、地域包括支援センター、シルバー人材センター(シルバーヘルパー)との連
携
- ⑥ 制度の啓発

⑦ 利用申請

⑧ サービス調整会議

⑨ 決定及び通知

⑩ 利用者の負担

⑪ 委託料の請求、支払い

日常生活援助基本サービス（1時間当たり） …… 町民税非課税世帯 …… 200円

町民税課税世帯 …… 300円

(3) 要援護高齢者等入浴サービス事業

デイサービス終了後、要援護高齢者等で入浴サービスが必要な人に提供する。

① 入浴日及び入浴時間 …… 女性（月、水、金）男性（火、木、土）

午後5時から午後7時まで

② 入浴料金 …… 大人（中学生以上） 300円・小学生 150円

③ 行政、シルバー人材センターとの連携（シルバー人材センターに業務委託）

④ 入浴施設従事者（シルバー人材センター）

従事者の勤務時間 …… 午後5時から午後8時30分まで

従事者の用務 …… 入浴料金の徴収、浴室洗浄、清掃及び水管理

賃 金 …… 3,000円/1日

⑤ 委託料は、事業実施に係る必要経費（人件費、燃料費、光熱水費及び事業者保険料）

(4) 中土佐町認知症施策総合推進事業（認知症サポーター活動の推進）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援等を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、中土佐町認知症施策総合推進事業を受託することにより、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。

職員 …… 1名（兼務）

(5) 大野見保健福祉センター管理業務委託事業（平成26年4月～）

当会大野見支所が大野見保健福祉センターの管理を行う。

業務の内容

① オムツなどの介護用品の販売

② 保健福祉センターの部屋の予約等

2.4. 介護保険関連サービス事業

(1) 訪問介護事業所

事業の目的

① 訪問介護 …… 要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。

② 介護予防訪問介護 …… 要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防訪問介護を提供する。

③ 障害者自立支援 …… 支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適正な居宅介護、重度訪問介護及び同行援護を提供する。

運営方針

- ① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
- ② 要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
- ③ 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
- ④ 営業日及び営業時間

◎ 営業日 …… 日曜日から土曜日まで
ただし、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く

◎ 営業時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、サービス提供時間は午前7時から午後9時までとし、
常時電話等により、連絡可能な体制をとる

⑤ 職員体制

管 理 者 …………… 1名 (介護福祉士)
サービス提供責任者 …… 1名 (介護福祉士)
日給ヘルパー …………… 5名
時給ヘルパー …………… 4名

⑥ 利用者の状況 (平成27年1月31日現在)

要支援 (19名) 要介護『1』 (12名) 要介護『2～5』 (19名)
自立支援 (7名) 同行援助 (3名) 合計 (60名)

業務内容

- ① ヘルプサービス (身体介護、生活援助)
- ② 書類作成 (訪問介護計画書、介護予防計画書、実績報告書、評価表等)
- ③ 実績入力ー請求処理 (介護保険、介護予防 自立支援事業)
- ④ 給与計算
- ⑤ 各関係機関との連絡、サービス調整、担当者会

※ 今年度の取り組み

① 訪問介護員の資質向上

質の高いサービスが提供できるよう職員は、自己研鑽に努めるとともに、各種研修会、講習会等への積極的な参加や定期的な職員ミーティングや内部研修を実施し、資質の向上を図る。また、同一なサービスが提供できるように情報交換等を行いより良いサービスが提供できるように努める。

② 人材確保、定着及び育成

運営状況に沿った人材を配置することにより、安定した運営が図れるよう努める。また、次世代を見据えた人材の確保、定着及び若い世代の人材育成に努める。

(2) 通所介護事業所 (予防通所介護を含む)

運営方針

要介護を必要とする利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の

- (ア) 入浴前のバイタルチェック（体温、血圧、脈拍、体調等の聞き取り）
- (イ) 入浴介助（看護職員1名・介護職員2名の3人体制で行う）
- (ウ) 清拭または部分浴（希望時）

② 利用料金

- (ア) 入浴介助 …………… 12,340円/人（利用者1割負担 1,234円）
- (イ) 清拭又は部分浴 …… 8,640円/人（利用者1割負担 864円）

③ 職員体制

- 管理者 …… 1名（准看護師・通所介護事業所兼務）
- 看護職員 …… 1名（准看護師・通所介護事業所兼務）
- 介護職員 …… 1名（介護福祉士・通所介護事業所兼務）

④ 営業日及び営業時間

◎ 営業日 …… 月曜日から金曜日まで（祝祭日を含む）
ただし、12月31日から1月3日までを除く

◎ 営業時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、サービス提供時間は午前9時から午後5時までとする

⑤ 利用者見込人数 13名/月 程度

⑥ 居宅介護支援事業所事業所別利用状況（平成27年3月末）

- 本会 …………… 男性 1名
- 大野見福祉会 …… 女性 1名

※ 今年度の取り組み

安全、快適な入浴、また、利用者のニーズに合わせた入浴介護サービスを図る。

(4) 指定居宅介護支援事業所

運営方針

その人らしい人生を実現できるサービスを提供する。介護が必要になってもその人らしい人生と一緒に探すことから始め十人十色のその人らしい人生に寄り添うこと、また、利用者を尊重した支援を行うことを目標に介護が必要となった生活の再構築を利用者の意思を尊重しながら行う。

業務内容

居宅介護支援事業所は、要介護者である利用者等の依頼を受けて、介護支援専門員による居宅介護支援サービス計画の作成をはじめとした居宅介護支援を行う。

居宅介護支援の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者・家族に対してサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

居宅介護支援サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために、利用者の心身や家族の状況等に応じて継続的かつ計画的にサービス利用が行われるようにし、また、日常生活全般を支援する観点から保険対象外の保健医療・福祉サービスや、地域住民の自発的活動によるサービスも含め計画上に位置づける。

① 職員体制

- 管理者 …………… 1名（介護支援専門員兼務）

介護支援専門員 …… 2名

② 営業日及び営業時間

◎ 営業日 …… 月曜日から金曜日まで
ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く

◎ 営業時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで

夜間休日・緊急時 …… 夜間休日は携帯電話、緊急時には社会福祉協議会職員連絡網等により柔軟な対応ができるよう利用者や家族等に不安を与えないように努める。

※ 今年度の取り組み

- ① 介護保険制度の動向や圏域の福祉情勢を把握し、事業の円滑化に努める。
- ② 地域包括支援センター、保険医療及び福祉等、また、他事業所との連携を積極的に行い、情報収集を図る。
- ③ 研修会へ参加し、自己研鑽に努め、広い視野と豊かな感性をもった専門職としての資質向上を図り、専門研修への参加により、専門性を強化し、また、利用者に対して、各サービス事業所との連携を図り、利用者等に貢献できるより良いサービスの向上に努める。
- ④ 施設担当から居宅介護支援サービス計画の評価や利用者がより良いサービスを円滑に受けることができるよう、また、施設担当の関係を強化し信頼される指定居宅支援事業所に努める。

※ 《中土佐町の現状》平成27年1月末現在

人 口 …… 7,501人
65歳以上 3,108人（高齢化率41.4%）
介護保険認定者数 …… 638人
1号被保険者 …… 619人
2号被保険者 …… 19人

25. 障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）関連事業

（*障害者総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）
法改正（基本理念） …… 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 中土佐町地域活動支援センターつどい処（I型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする。

- ① 実施する地域 …… 中土佐町
- ② 対象となる方 …… 町内に住所がある障害者及び町長が必要と認める者
- ③ 定 員 …… 20人
- ④ 職員配置 …… 管理者 1名（精神保健福祉士・常勤）

相談支援員 1名（常勤・専任 1名）

⑤ 開所日及び開所時間

◎開所日 …… 月曜日から金曜日まで
ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く（事業によっては、土・日に開所することがある。）

◎開所時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、サービス提供時間は午前9時から午後4時まで

⑥ 基礎的事業

- ・集える場の提供
- ・創作的活動支援・生産活動
- ・スポーツ・レクリエーション活動支援
- ・他地域の当事者との交流活動・地域イベント等への参加
- ・地域住民・ボランティアとの交流事業等

⑦ I型事業

- ・金銭管理支援サービス
- ・生活力向上個別支援
- ・高次脳機能障害の本人・家族のミーティング事業の運営、聴覚障害者のサークル活動への支援などセルフヘルプ活動に関する支援
- ・障害保健福祉についての啓発活動等

⑧ その他の事業内容

- ・障害児長期休暇支援事業
- ・避難訓練・災害学習等

⑨ 相談支援事業

方法 …………… 面接・訪問・電話など

内容 …………… 生活全般に関する相談

福祉サービスを利用するための情報提供

権利擁護のために必要な援助

セルフヘルプ活動に関する支援

その他情報提供に関する支援

⑩ 職員配置 …………… 管理者 1名（精神保健福祉士・常勤）

相談支援員 1名（常勤・専任）

⑪ 開所日及び開所時間

◎開所日 …… 月曜日から金曜日まで
ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く

◎開所時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、サービス提供時間は午前9時から午後5時までとする

① 勤める場としての事業所を就労の場、並びに社会的役割を担う場としての取組みを実施し、必要に応じて関係機関と連携しながら、一般就労に向けた支援を行う。

各事業ともにサービス提供時間は、基本は午前9時から午後3時までの時間帯の内とする。

(ア) リサイクル事業

ストックヤード施設において「火・水・木・金」曜日の週4日、資源物の搬入日程に合わせて『缶・ビン・古紙・古布・発泡トレイ・ペットボトル等』のリサイクル作業を行い、資源ごみの分別や、中間処理、保管などの作業を通じて町の環境づくりの役割を担う。

また、集荷資源物量の変動により作業量の変動し、就労意欲の保持や一般就労につながる能力開発のための新規作業の導入などに向けての取組みを強化する。

(イ) 店舗事業

鯉乃國のめし家「萬や」において「火・水・木・金・土」曜日の週5日、仕込み、接客、清掃、調理、配膳などの作業を行い、地域とつながり、さまざまな対人コミュニケーションの場を通じて、鯉乃國の町づくりに参加する。

お客様や応援してくれる地元の方々に対して、メンバーと職員みんなで「ありがとう」のあふれる店づくりを目指す。

火曜日の弁当は定着し安定的な売り上げをあげている。本年度は火曜日以外にも注文があれば弁当を受注しスープ等の軽食の出張販売も進めていく。

(ウ) たれづくり事業

基盤整備事業により建築された「たれ工房」において、必要に応じ、店舗使用のたれの製造を行い、また、注文に応じてたれ3種（井たれ・ちり酢・ドレッシング）のビン煮沸、ビン詰め、たれ仕込み、ラベル貼りなどの作業を行い、手作りの商品として製造、販売を行う。

(エ) 自動販売機清掃

地域において屋内設置の自動販売機は4ヶ月に一度、屋外設置の自動販売機は3ヶ月に一度のペースで清掃作業を行う。

(オ) 「よろずai」製造販売事業

販売状況により作業日程を組み、適宜、毎週または隔週1回の作業日程とする。

生活環境クリーナー「よろずai」の製造、ボトル詰め及びラベル作り等の軽作業他を行い、環境保全の役割を担える場として、海や川がきれいになる町づくりに参加する。

(カ) その他事業

利用者数の増減、個々の高齢化に伴い変化・増加するニーズに応えるため、新たな作業を模索・検討・試行する。（事業内容により個々の日程となる）

一例としては、昨年同様、町からの委託事業（公園・町営住宅周辺の清掃など）を積極的に行い、今後の利用者の社会的・経済的自立支援のための工賃向上をめざす。

② 集まる場所・交わる場所としての事業所

各事業において、ミーティング・部署会及び月1回の事業所全体の所内会を実施、利用者相互が意見を出し合い、理解し合い、事業所全体として話し合える場を大切にする。また、交流を深め、社会見学・体験のための日帰り研修旅行・季節行事な

どを実施する。

共に生きる町づくりに向けて、事業所を人と人が交わる場、お互いがお互いを認め合う場として位置づけ、下記の取り組みを行う。

(ア) 小学生との交流

小学生との交流を通じて障害、環境についての理解を深める。

(イ) 環境学習の受け入れ

リサイクル作業の見学、実習の受け入れを行う。

(ウ) 店舗における交流

接客を通じて地域の方々と交流を行う。

(エ) その他の交流

事業所・医療機関・ボランティアなど地域との交流を行う。

③ 防災関係

昨年に引き続き、地域の中で暮らす障害を持つ利用者の就労中における災害時のための支援のあり方を協議し、災害時の対策として想定されることに対処できる準備（防災マニュアルや、国・地方自治体の指針にのっとり防災設備・備蓄品の整備など）を強化し、実際の訓練を就労時間中に行いリアリティの高い訓練を実施する。

◎防災意識の向上

地域での防災訓練や避難予想・日常生活の中で防災意識の向上のための講習などを通じ防災意識を高める。

④職員体制

今後の長いスパンでの事業展開を考えていくうえで、比較的若い人材を採用し育成を図り定着のための待遇を検討する。

(ア) 管理者 …………… 1名

(イ) サービス管理責任者 …… 1名

(ウ) 目標工賃達成指導員 …… 1名

(エ) 生活支援員 …………… 2名（常勤1名・非常勤1名）

(オ) 職業指導員 …………… 3名（常勤2名・非常勤1名）

(カ) 補助員 …………… 1名（非常勤）

⑤ 開所日及び開所時間

◎開所日 …… 月曜日から土曜日まで

（12月29日から1月3日までを除く）

*ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、上記にかかわらず開所し、又は休所することができる

◎開所時間 …… 午前8時30分から午後4時まで

*ただし、管理者が必要と認めた場合は、開所時間を延長又は短縮することができる